第十回	八十五億千七百三十五万円	八十四億九千九万四千五百二十七円		〃
第十一回	四十一億二千百五十七万円	四十一億九百四万四百七十九円		〃
第十二回	四十億七千八百七十八万円	四十億六千五百七十二万七千九百四十一円		〃
第十三回	十九億二千六百八十七万円	十九億二千百一万二千三百三十八円		〃
第十四回	二十五億六千百二十万円	二十五億五千三百四万五千三十九円		〃
第十五回	二十六億六千五百八十六万円	二十六億五千七百七十五万五千八百八円		〃
第十六回	二十六億二千四百九十六万円	二十六億千六百五十八万六十七円		〃
第十七回	十一億三千九百三十三万円	十一億三千五百八十六万六千四百五十七円		〃
第十八回	十五億九千七十二万円	十五億八千五百六十四万千六百二十二円		〃
第十九回	十二億三千八百三十一万円	十二億三千四百五十四万五千五百六十円		〃
第二十回	八億千二十八万円	八億七百七十万九百二十円		〃
第二十一回	四億三百三十五万円	四億二百十二万三千八百二十七円		〃
第二十二回	二億八千二百八十万円	二億八千百八十九万八千九百十八円		〃
第二十三回	三億八千二百五十一万	三億八千百三十四万七千百七十六円		〃
第二十四回	一億八千五百万円	一億八千四百四十一万三千二百七円		〃
第二十五回	一億二千四百三十六万円	一億二千三百九十八万千九百五十二円		〃
第二十六回	一億九千五百一万円	一億九千四百三十八万五千九百七十二円		〃
第二十七回	四億千二百三十四万円	四億千百八万六千四百九十二円		〃
第二十八回	二億六百五十八万円	二億五百九十二万八百六十九円		〃
第二十九回	二億五千五百三十万円	二億五千四百五十二万三千八百九十八円		〃

第三十回	二億三千八百六十八万円	二億三千七百九十一万八千五百六十八円		〃
第三十一回	二億四千八百九十三万円	二億四千八百十七万三千二百五十八円		〃
第三十二回	二億千八百四十七万円	二億千七百七十七万九百四十八円		〃
第三十三回	二億七千九百八十九万円	二億七千九百四万五千百四円		〃
第三十四回	三億三千百四十七万円	三億三千四十万九千三百四円		〃
第三十五回	百万円	九十九万四千八百八十九円		〃
第三十六回	六千五百八十万円	六千五百六十万九百六十三円		〃
第三十七回	二千万円	千九百九十五万六千十一円		〃
第三十八回	一億八千三十一万円	一億八千三十万三百七十五円		〃
第八〇一回	二億二千八百五十六万円	二億二千八百五十五万九千六十一円		〃
合計	七百四十二億三千九百九十二万円	七百三十九億六千九百三十七万四百五十八円		

○文部科学省告示第九十九号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十三年文部科学省告示第八十六号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するものうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月二十八日

文部科学大臣　平野　博文

技術士法第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の上欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の中欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の上欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同表の上欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の下欄に掲げる技術部門とする。

大学その他の教育機関における課程			
大学その他の教育機関	課程	修了年月	技術部門
北海道大学	工学部土木工学科	平成十五年三月	建設部門
	工学部資源開発工学科	平成十六年三月	資源工学部門
	工学部建築都市学科		建設部門